

平成23年度会長の職務代行順位及び運営委員会幹事について

(会則上、会長が定めるとしているもの)

ア 職務代行順位

会則第8条第2号に定める会長の職務代行順位は、豊橋市総務部情報システム課長、南知多町総務部企画情報課長の順とする。

イ 平成23年度運営委員会運営委員長及び幹事

会則第10条第3項に定める運営委員長及び幹事は次表の団体の情報担当課長に相当する職にある者とする。

運営委員長	愛 知 県
-------	-------

幹 事	
地域ブロック	市町村名
尾 張	豊明市
	長久手町
海 部	弥富市
	大治町
知 多	大府市
	南知多町
西 三 河	岡崎市
	幸田町
豊田加茂	豊田市
新城設楽	新城市
	設楽町
東 三 河	豊橋市